

## 介護老人保健施設セージュ新ことに 入 所 利 用 約 款

### (約款の目的)

第1条 介護老人保健施設セージュ新ことに（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになるとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「身元引受人」という。）は、当施設に対しそのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを本約款の目的とします。

### (適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1及び別紙2の改訂が行われた時、退所し再入所の場合は新たに同意を得ることとします。

### (利用者からの解除)

第3条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し退所の意思表明をすることにより、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

### (当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において「自立」又は「要支援1」「要支援2」と認定された場合
- ② 当施設において定期的に実施される入所経過判定会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本契約に定める利用料金を1か月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

### (利用料金)

第5条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、運営規程、別紙に定める「入所利用料金表」の料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。（外泊の場合は、居住費も合算します。）但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することができます。

2 当施設は、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月6日までに送付し、利用者及び身元引受人は、連帯

して、当施設に対し当該合計額をその月の17日（土日祝祭日は翌営業日）にご指定の口座から引き落としとなります。お支払いの方法は、預金口座振替とさせて頂きます。但し、引き落とし出来なかった場合は、その月分を現金窓口支払いや現金振込となる場合もございます。利用料金については運営規程の利用料金表を参照下さい。

- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

（記録）

第6条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾があり、必要と認められる場合に限りこれに応じます。

（身体の拘束等）

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療記録に記載することとします。

（秘密の保持）

第8条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第3者に漏らしません。利用者に関する情報はご本人または身元引受人に直接ご確認をお願いすることとします。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び身元引受人から予め同意を得た上で行うこととします。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

（緊急時の対応）

第9条 当施設は利用者に対し、施設医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項の他、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し緊急に連絡します。また、専門的な緊急医療を要する状態に陥ったときは、身元引受人への連絡の前に専門医療機関に転送することがあります。
- 4 入所のサービスの提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。
- 5 他医療機関へ受診の際は、原則ご家族様が同伴して頂く事となります。

(要望又は苦情等の申出)

第10条 利用者及び身元引受人は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、管理者に文書、電話、口答等で申し出ることができます。施設内には「ご意見箱」を用意し、苦情、ご意見等を受け付けております。苦情については図1に示したように誠意を持って対応いたします。

(賠償責任)

第11条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帶して当施設に対してその損害を賠償するものとします。
- 3 事情により利用者が現金を保持される場合、原則として上限を3,000円とします。また、保持している現金やPC・タブレット・スマホなどの貴重品を紛失した場合、当施設での保障、責任は負えません。

(利用契約に定めのない事項)

第12条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

## <別紙1>

### 施設入所サービスについて

#### 1 介護保険被保険者証の確認

説明時に、ご利用希望者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。

健康保険証の確認もあわせてお願ひします。

#### 2 施設入所の概要

介護認定で要介護1～要介護5の方が、施設入所サービスを受けることができます。施設の介護支援専門員が立てたケアプランに従って、看護、介護、リハビリテーションを行うと共に、趣味活動、レクリエーション、各種行事に積極的に参加していただき、生活の質を高め更に家庭復帰を目指したお世話をさせていただきます。

#### 3 利用料金

##### (1) 基本料金

① 入所利用料金は、介護認定による要介護度によって異なります。詳しくは運営規程、「入所利用料金表」を参照して下さい。

② 食 費、1日当たり 2, 550円

③ 居住費、1日当たり  
・個 室 : 1, 728円  
・4人室 : 437円

\*食費、居住費は所得（負担限度額段階）に応じ、減額措置がございます。詳しくは「入所利用料金表」を参照して下さい。

##### (2) その他の料金

① 特別室利用料（3F1人室）1日当たり 1, 000円

② 理容代金は利用料金表（正面玄関ホールに掲示。）

③ その他、運営規程、入所利用料金表「その他の利用料・費用」を参照して下さい。

##### (3) 利用料の支払方法

毎月6日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の17日迄にお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行致します。

お支払の方法は下記の中からお選び下さい。

###### ①預金口座振替による利用料の支払い

預金口座振替依頼書を提出していただき、ご利用者のお取引先の金融機関に手続きをとります。

振替日は毎月、17日となっております。

###### ②窓口払い

平日の営業時間内に窓口でお支払い下さい。（休日はお取り扱いしません）

（営業時間AM8：50～PM5：30）

③銀行振込

下記の銀行口座に振り込んで下さい。

銀行（支店）名	北陸銀行	琴似支店
口座番号	普通預金	4 2 4 4 0 7 0
口座名義	医療法人耕仁会	セージュ新ことにB口座

## ＜別紙2＞

### 介護老人保健施設セージュ新ごとにご案内

#### 1 施設の概要

##### (1) 施設の名称等

・施設名	介護老人保健施設セージュ新ごとに
・設置主体	医療法人耕仁会
・開設年月日	平成9年10月20日
・所在地	札幌市北区新琴似町787番地2
・電話番号	011-768-2800
・管理者	・ファックス番号 011-768-2801 施設長 藤原 和彦

##### (2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設セージュ新ごとにには、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようになります。1日でも早く家庭での生活に戻ることができます。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整等の退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただきたい上でご利用ください。

#### 介護老人保健施設セージュ新ごとに運営方針

セージュ新ごとにには介護保険法に基づき、明るく家庭的な雰囲気と地域や家族との結びつきに重点をおきつつ、ご利用者の自立と家庭復帰及び生きる幸せの現実を、願って次のサービスを提供する。

- (1) 急性期の治療を終えた利用者が、家庭復帰をするための橋渡しとなる医療サービス及び日常生活サービスを十分に提供する。
- (2) 比較的安定した病状に対する診療、投薬、注射、検査、処置等の医療サービスを適時適切に行う。
- (3) 在宅介護を支援する為、通所リハビリテーション、短期入所等のサービスを提供する。
- (4) 集団的・個別的な身体的リハビリテーションサービスを懇切かつ入念に行う。
- (5) 体位変換、清拭、食事の世話、入浴等の看護介護サービスを十分に行う。
- (6) 教養娯楽のための催し、日常生活サービス、各種趣味活動を開設し積極的参加を促すとともに、日常生活訓練を継続して行う。
- (7) 理容室、歯科治療、売店等の利用が施設内で可能にする。

##### (3) 施設の職員体制 (令和7年4月1日現在、常勤換算人数)

職種	常勤	非常勤	職種	常勤	非常勤	備考
医師	1		理学療法士	4.8 (3.4)		( ) 内は通所リハビリテーション担当職員数再掲
			作業療法士	5.7 (3.3)		
			言語聴覚士	1 (0.2)		
薬剤師		0.3	管理栄養士	2 (0.1)		
看護職員	15 (3)	1.2 (0.6)	介護支援専門員	1.9		
介護職員	51 (19)	5.9 (0.8)	事務職員	8.9	0.5	
支援相談員	4.8(1.8)		その他		3.7	

- (4) 入所定員等
- ・定員 100 名 (うち 50 名認知症専門棟)
  - ・療養室 個室 8 室 4 人室 23 室

## 2 サービス内容

- ① 施設サービス計画の作成
- ② 食事の提供
- ③ 栄養管理、栄養ケア・ケアマネジメント等の栄養状態の管理
- ④ 入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応)
- ⑤ 医学的管理、看護、介護
- ⑥ 機能訓練 (リハビリテーション、リハビリテーションマネジメント、レクリエーション)
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 理容をサービス
- ⑨ 行政手続代行
- ⑩ その他

※ これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

## 3 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

### ①協力医療機関

- ・名 称 医療法人耕仁会 札幌太田病院
- ・住 所 札幌市西区山の手5条5丁目1-1
- ・名 称 医療法人延山会 北成病院
- ・住 所 札幌市北区新川西3条2丁目19-1
- ・名 称 医療法人溪仁会 手稲溪仁会病院
- ・住 所 札幌市手稲区前田1条12丁目1-40
- ・名 称 医療法人社団我汝会 さっぽろ病院
- ・住 所 札幌市東区北5条東11丁目16-1

### ②協力歯科医療機関

- ・名 称 医療法人社団さくら会 ゆき小児歯科・歯科口腔外科
- ・住 所 札幌市手稲区前田6条15丁目5-16

## 4 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会 (受付又はサービスステーションに申し出て下さい。)
- ・所持品、備品等の持ち込み (入所に必要な物のみにして下さい。)
- ・外出・外泊 (事前に申し出て許可を得て下さい。)
- ・金銭・貴重品の管理 (自己責任ですが、管理困難な方はご相談下さい。)
- ・飲酒・喫煙 (原則として禁止しております。)
- ・外泊時等の施設外での受診 (必ずご相談下さい。)
- ・火気の取扱い (原則として禁止しております。)

- ・宗教活動（禁止しております。）
- ・設備・備品の利用（丁寧に取り扱って下さい。）
- ・ペットの持ち込み（お断り致します。）

## 5 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器等、非常避難用滑り台
- ・防災訓練 年2～3回

## 6 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者及び身元引受人等の「営利行為、宗教の勧誘、政治活動」は厳に禁止します。

## 7 その他

食事：

朝食 8時00分～ 8時30分

昼食 12時00分～12時30分

夕食 17時30分～18時30分

※食事は原則として食堂でお摂りいただきます。

入浴：

週に最低2回。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

理容：

月3回程度、理容サービスをご利用いただけます。

※理容代金は、別途料金をいただきます。

### ◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「入所同意書」にご記載の緊急時連絡先に連絡します。

なお、介護相談の窓口として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

（電話 011-768-2800）

### ◇要望又は苦情等の申出

要望や苦情等は、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

その他、「ご意見箱」をご利用下さい。

## 入所強化型利用料金（個室）

## 1. 月額利用料金（30日計算）

(単位:円 令和7年5月1日現在)

介護度	利用者負担段階	居住費	食費	基本料金	合計			
要介護1	第1段階	16,500 (550)	9,000 (300)	1割負担 23,971	49,471			
	第2段階	16,500 (550)	11,700 (390)	1割負担 23,971	52,171			
	第3段階	41,100 (1,370)	19,500 (650)	1割負担 23,971	84,571			
			40,800 (1,360)	1割負担 23,971	105,871			
要介護2	第4段階	51,840 (1,728)	76,500 (2,550)	1割負担 23,971	152,311			
				2割負担 47,942	176,282			
				3割負担 71,913	200,253			
	第1段階	16,500 (550)	9,000 (300)	1割負担 26,253	51,753			
要介護3	第2段階	16,500 (550)	11,700 (390)	1割負担 26,253	54,453			
	第3段階	41,100 (1,370)	19,500 (650)	1割負担 26,253	86,853			
			40,800 (1,360)	1割負担 26,253	108,153			
	第4段階	51,840 (1,728)	76,500 (2,550)	1割負担 26,253	154,593			
要介護4				2割負担 52,505	180,845			
				3割負担 78,758	207,098			
第1段階	16,500 (550)	9,000 (300)	1割負担 28,230	53,730				
第2段階	16,500 (550)	11,700 (390)	1割負担 28,230	56,430				
要介護5	第3段階	41,100 (1,370)	19,500 (650)	1割負担 28,230	88,830			
			40,800 (1,360)	1割負担 28,230	110,130			
	第4段階	51,840 (1,728)	76,500 (2,550)	1割負担 28,230	156,570			
				2割負担 56,460	184,800			
				3割負担 84,690	213,030			
要介護1	第1段階	16,500 (550)	9,000 (300)	1割負担 29,964	55,464			
	第2段階	16,500 (550)	11,700 (390)	1割負担 29,964	58,164			
	第3段階	41,100 (1,370)	19,500 (650)	1割負担 29,964	90,564			
			40,800 (1,360)	1割負担 29,964	111,864			
要介護2	第4段階	51,840 (1,728)	76,500 (2,550)	1割負担 29,964	158,304			
				2割負担 59,928	188,268			
				3割負担 89,892	218,232			
	第1段階	16,500 (550)	9,000 (300)	1割負担 31,637	57,137			
要介護3	第2段階	16,500 (550)	11,700 (390)	1割負担 31,637	59,837			
	第3段階	41,100 (1,370)	19,500 (650)	1割負担 31,637	92,237			
			40,800 (1,360)	1割負担 31,637	113,537			
	第4段階	51,840 (1,728)	76,500 (2,550)	1割負担 31,637	159,977			
要介護4				2割負担 63,274	191,614			
				3割負担 94,911	223,251			

( )は1日当たりの金額

## 入所強化型利用料金（4人部屋）

## 1. 月額利用料金（30日計算）

(単位:円 令和7年5月1日現在)

介護度	利用者負担段階	居住費	食費	基本料金	合計
要介護1	第1段階	0	9,000 (300)	1割負担 26,496	35,496
	第2段階	12,900 (430)	11,700 (390)	1割負担 26,496	51,096
	第3段階	12,900 (430)	19,500 (650)	1割負担 26,496	58,896
			40,800 (1,360)	1割負担 26,496	80,196
	第4段階	13,110 (437)	76,500 (2,550)	1割負担 26,496	116,106
				2割負担 52,992	142,602
				3割負担 79,488	169,098
	第1段階	0	9,000 (300)	1割負担 28,808	37,808
要介護2	第2段階	12,900 (430)	11,700 (390)	1割負担 28,808	53,408
	第3段階	12,900 (430)	19,500 (650)	1割負担 28,808	61,208
			40,800 (1,360)	1割負担 28,808	82,508
	第4段階	13,110 (437)	76,500 (2,550)	1割負担 28,808	118,418
				2割負担 57,616	147,226
				3割負担 86,424	176,034
	第1段階	0	9,000 (300)	1割負担 30,846	39,846
要介護3	第2段階	12,900 (430)	11,700 (390)	1割負担 30,846	55,446
	第3段階	12,900 (430)	19,500 (650)	1割負担 30,846	63,246
			40,800 (1,360)	1割負担 30,846	84,546
	第4段階	13,110 (437)	76,500 (2,550)	1割負担 30,846	120,456
				2割負担 61,692	151,302
				3割負担 92,538	182,148
	第1段階	0	9,000 (300)	1割負担 32,611	41,611
要介護4	第2段階	12,900 (430)	11,700 (390)	1割負担 32,611	57,211
	第3段階	12,900 (430)	19,500 (650)	1割負担 32,611	65,011
			40,800 (1,360)	1割負担 32,611	86,311
	第4段階	13,110 (437)	76,500 (2,550)	1割負担 32,611	122,221
				2割負担 65,221	154,831
				3割負担 97,831	187,441
	第1段階	0	9,000 (300)	1割負担 34,223	43,223
要介護5	第2段階	12,900 (430)	11,700 (390)	1割負担 34,223	58,823
	第3段階	12,900 (430)	19,500 (650)	1割負担 34,223	66,623
			40,800 (1,360)	1割負担 34,223	87,923
	第4段階	13,110 (437)	76,500 (2,550)	1割負担 34,223	123,833
				2割負担 68,445	158,055
				3割負担 102,668	192,278

（ ）は1日当たりの金額

## 2. 加算（入 所）

### 3. その他の利用料金（入所）

その他利用料・費用			
教養娯楽費	材料費は実費負担		
特別室使用料	1,100円(一般棟 個室)/日		
テレビ	110円/日		
冷蔵庫	55円/日		
コイン式洗濯機	150円/回		
コイン式乾燥機	100円/回		
業者外注洗濯	掲示料金表を参照		
	朝食 710円		
家族食事代	昼食 900円		
	夕食 940円		
家族寝具利用代	150円/回		
家族宿泊代	2000円/1泊1室		
インフルエンザワクチン接種料	実費負担		
		理 髮 料	
		・カット顔剃りシャンプー	2,530円
		・カット+顔剃り	2,310円
		・カットのみ	1,980円
		・顔剃りのみ	1,320円 (ベッドサイド+330円)
		・カラーのみ	4,400円
		・パーマ(カット込)	5,500円
		・カット+部分染め	4,950円

文書料	
健康診断書	5,500円
入所証明書、使用証明書	1,100円
生命保険会社用の証明書、診断書など	5,500円
死亡診断書(行政機関提出用)	5,500円
死亡診断書(生命保険会社用)	16,500円
	※2通目以降はそれぞれ2200円

## 介護サービス利用者やそのご家族の皆様へのお願い

当施設のご契約・ご利用にあたり、以下の行為をしないようにお願い致します。介護職員が安心して働くことが出来る環境づくりに、ご理解とご協力をお願いします。

### 1. 身体の暴力

たたく・蹴る・ひっかく・つねる・物を投げつける、など。

### 2. 心理的暴力

大声で怒鳴る・威圧的な態度で文句を言う・理不尽または過剰な要求を繰り返す・無視をし続ける・長時間に渡り口頭や電話で拘束する、など。

### 3. セクシャルハラスメント

正当な理由なく職員の身体を触る・抱きしめる・不快感を与える性的な言動をする、など。

これらの行為は介護職員に障害を及ぼすばかりでなく、利用者ご自身のサービスの提供にも支障をきたします。利用者やご家族と職員の信頼関係があつてこそ、より良いサービスの提供が可能となります。

〒001-0915 札幌市北区新琴似町 787 番地 2, 3

医療法人耕仁会 介護老人保健施設セージュ新ことに

TEL : 011-768-2800 FAX : 011-768-2801

E-mail : [seijusk@seagreen.ocn.ne.jp](mailto:seijusk@seagreen.ocn.ne.jp)